学校看護師希望者登録について

河内長野市　教育委員会　教育指導課

市内小中学校において、医療的ケアの必要な児童生徒が安全安心に学校生活を過ごすため、医療的ケアを実施する学校看護師〔会計年度任用職員〕として勤務を希望される方の登録を受け付けます。なお､学校看護師は必要が生じた場合に限って任用します。登録された方がすべて任用されるものではありませんので、ご承知置きください。

【看護師・会計年度任用職員】

登録できる方

１　看護師免許（国家資格）を有し、病院等での実務経験が１年以上ある方

２　地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に該当しない方

|  |  |
| --- | --- |
| 業務内容 | 1.（１）医療的ケア（保護者からの委託と医師の指導がある場合）  医療的ケアの例  【経管栄養】胃ろう、経鼻留置管  【口腔内吸引】咽頭より手前の吸引  【吸入】日常的に実施している範囲  【気管カニューレ内吸引】カニューレ抜去時可能ならば再挿入  【気管切開部の管理】必要時  【導尿】自己導尿の補助  【人工肛門の管理】排泄物の処理  【その他】投薬・座薬挿入  ※対象児童生徒の入替に応じて変更あり。賠償責任保険に加入(市費負担)。  （２）教諭等に対する健康上必要な看護アドバイス  （３）医療的ケアが必要な児童・生徒が不在の時は、その他の児童・生徒について、食事・排泄・教科学習時の介助（授  業は担当できない）  （４）学校行事・学級交流時の介助  （５）子どもの休憩・休息時中の管理  ２．支援学級運営上必要な環境整備その他について  （１）日々の環境整備（掲示物の整理・備品の整理・清掃・油引き等）  ３．長期休業期間中の出勤及び業務については、学校長の指示による |
| 任用形態 | 期間の定めあり  医療的ケアの必要な児童生徒の状況に応じて勤務していただきます。 |
| 勤務地 | 医療的ケアの必要な児童生徒が在籍する市立小中学校 |
| 報　酬　等 | ・基本報酬　月額　１７７,７００円（新規採用者）　3年目まで昇給有  ・期末手当　有り  ・通勤費用　交通機関利用者　原則として定期代相当額（8月は別途計算）  ・交通用具利用者　通勤距離に応じた一定額（8月は別途計算）  　　　　　　　　　　　※規則改正等により変更することがあります。 |
| 支払方法 | 毎月１８日（その日が週休日・休日にあたるときはその直前の銀行営業日）に支給されます。 |
| 勤務時間  休暇等 | 週５日（月曜日～金曜日）、長期休業期間中にあっては、勤務を指定する日 、体育大会等の学校行事実施日、宿泊行事の実施日（年間１回程度）  年間２１３日勤務。  午前７時４５分～午後４時１５分の間で指定する７時間３０分  休憩時間４５分間  宿泊行事の付添いでは時間外勤務があります  年次休暇　　　１６日 |
| 社会保険等 | 厚生年金・健康保険（含む介護保険）・雇用保険に加入 |
| 服務 | 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の定める服務に関する規定（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等）が適用されます。 |
| 任命権者 | 河内長野市教育委員会 |

＊なお、具体的な勤務条件については、任用時の会計年度任用職員採用通知書により確認してください。

申込の方法

【申込書の入手】

○ホームページからのタﾞウンロｰトﾞ

URL

（「学校看護師希望者登録について」ＨＰ）

○窓口での配付

河内長野市役所７F　教育委員会事務局　　教育推進部教育指導課

○郵送による請求

あて先明記、８４円切手貼付の返信用封筒（角形２号以上：Ａ４サイズの入るもの）を同封のうえ、下記あて送付。（送付用封筒の表に、赤字で、「請求　学校看護師登録」と記入）

＊内容確認のため、連絡させていただくこともありますので、電話番号、名前を記入した書面を同封してください。

（送付先）

　〒586-8501　河内長野市原町１丁目１－１

河内長野市教育委員会事務局　教育推進部教育指導課　学校看護師登録担当

【申込書の受付】

＊申込書は漏れなく記入し、写真を貼付してください。

＊登録は年間を通じて随時対応しています。

＊申込みに必要な書類は以下の2点です。

「河内長野市学校看護師希望者登録申込書」

「河内長野市学校看護師希望者登録票」

○窓口での受付

受付場所は上記「申込書の入手窓口での配付」と同じです。

受付時間は午前:9時00分から12時00分まで、午後:12時45分から17時30分まで。ただし土日・休日は除きます。

○郵送での受付

　あて先明記、８４円切手貼付の返信用封筒（定形郵便用）を同封のうえ、下記あてに送付してください。

（送付用封筒の表に、赤字で、「学校看護師登録申込書在中」と記入）

（送付先）

　上記「申込書の入手―郵送による請求」と同じです。

採用等

・教育指導課での面接選考を経て合格の場合、任用となります。必要が生じた場合に限って任用されるので、登録された人すべてが任用されるものではありません。必要が生じた際には河内長野市教育委員会事務局　教育推進部教育指導課より連絡させていただきます。

・登録が完了した際に配付される「河内長野市学校看護師希望者登録票」は採用のときに必要となりますので、大切に保管してください。

・登録を取り消される場合や登録内容に変更が生じた場合は、教育推進部教育指導課までご連絡ください。

《問合せ先》

　河内長野市教育委員会事務局　教育推進部教育指導課　電話 0721-53-1111（内線762）